

京都府立海洋高等学校部活動指導基本方針

京都府部活動指導方針（平成30年4月策定）に基づき、京都府立海洋高等学校部活動指導基本方針を策定する。

はじめに

高等学校の部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と示されている。また、「学校教育活動の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに、「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されている。

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導の下、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、競技会・発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

本校では、一人一人の生徒が、学校に軸足を置いた生活となるよう、積極的な部活動への加入、参加を求める。また、部活動を通じて、一人一人の生徒が、クラスや学年の枠を超えた仲間や教師（顧問）と触れあう中で、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感を醸成し、社会に貢献できる人間力を育むことを目的とする。さらに、部活動によって生徒が学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

1 練習時間・休養日の設定等

「京都府部活動指導方針」に基づき、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、また、地域や学校の実態等を踏まえ、次のとおり設定する。

(1) 練習時間

- ・ 原則、合理的かつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。

なお、施設の割当や公式戦に向けた練習（試合）等の状況により、必要に応じて、土・日曜日及び祝日の午前・午後の連続した活動を認める。

- ・ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずるが、教職員・生徒ともに十分な休養が取れるよう、ある程度まとまった期間の休養日を設ける。

(2) 休養日

- ・ 週当たり1日以上設定する。なお、月当たり2回程度、土・日曜日及び祝日に設定するよう努める。

2 活動計画（年間・月間）等

部活動は、「生徒が学習をはじめとする学校の活動と家庭の生活がバランスよく行えること」を併せて、「教職員がゆとりあるワーク・ライフ・バランスを維持することができるよう、指導に当たる教職員（顧問）は、年間を通じた適切な活動計画を作成する。

(1) 活動計画の作成

- ・ 1年間を通して試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選する。
- ・ 活動計画の作成にあたっては、指導にあたる教職員（顧問）は、主体となる生徒との意見交換、協議を行うとともに、活動方針や目的、目標を明確にした上で、長・中・短期的目標を基に、練習や試合、発表会、イベント等を含めた年間・月間計画を作成する。

(2) 活動計画等の周知

- ・ 活動計画の内容や変更については、該当生徒及び保護者に書面及び学校HPで事前に示す。また、校外での活動に係る実施要項についても同様に事前に示す。

3 指導の在り方

(1) 適切な指導

- ・ 教職員（顧問）は最新の医・科学的理論やトレーニング方法等を積極的に習得し、指導において積極的に活用する。
- ・ 生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面での疲労回復のため、適切な練習時間はや休憩時間等を設定するなど、合理的で且つ効率的・効果的な練習を行う。
- ・ 生徒の多様なニーズ対応し、多くの生徒が部活動に参加できる環境を整える。

(2) 体罰、パワー・ハラスメント等の防止

- ・ 体罰は、学校教育法第11条に禁止されている行為で、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。
- ・ 指導者と生徒の人間関係の中で、威圧的・威嚇的行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ることや人格を否定したり、侮辱したりするような発言等においても絶対に許されない。
- ・ 体罰等を防止するため、教職員（顧問）は、さまざまな機会を通じて、生徒との関係が支配・被支配の関係になる危険性があり、また、その行為等を受けた生徒のみならず、目撃した生徒の人生にまで、悪影響を及ぼすという認識の下、指導を行うとともに、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーション、信頼関係の構築に努める。

(3) スクール・セクハラ防止

- ・ 教職員（顧問）は、指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを常に認識して指導を行う。また、教職員研修等を通じて、教育活動全般におけるセクハラ防止に向けた意識の高揚に努める。
- ・ 特にSNS等による個別連絡の制限や個別指導や面談等が密室においてで行われることがないようにし、未然防止に努める。

4 安全管理と事故防止

(1) 安全管理

- ・ 教職員及び生徒への救急処置研修を通じて、怪我・事故等の緊急時における初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者等への連絡体制やAED使用等について点検・確認を行う。

- ・ 校内施設、設備、用具等の定期的な点検を行う。
- ・ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じる。

(2) 事故防止

- ・ やむを得ず直接部活動に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を指示する。また、活動内容や状況を事後に把握する。
- ・ 熱中症予防のため、事前に「暑さ指数」を確認し、適切な休息時間の設置や水分補給等に留意する。
- ・ 海上での練習を場合は、部員の活動が掌握でき、また常に緊急連絡が取れる体制で活動を行う。
- ・ 海況、ゲリラ豪雨、落雷、突風、竜巻、ひょう等の（急激な）気象変化の情報を常に収集し、想定される危機を考慮した上で、練習時間・場所の判断、練習の中止の判断等を行う。特に、海上で練習を行う場合は、海況等による中止規準を設ける。

5 学校の部活動マネジメント

(1) 校長（管理職）の役割

- ・ 校長は、部活動が「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるワーク・ライフ・バランスを維持すること」ができるよう適切な指導を行う。
- ・ 校長は「部活動指導基本方針」及び各部の活動計画等に基づき、活動状況の把握を行うとともに、体罰やハラスメント行為等の防止に向けた校内研修を実施するなど、適切な部活動指導の徹底に努める。
- ・ 校長は、部活動検討会議を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について協議、検討するとともに、全教職員の共通理解の下、学校としての指導体制を構築する。
- ・ 校長は、教職員（顧問）による部活動に係る金銭の徴収及びその管理について、生徒・保護者への適切な周知を図るよう、指導を徹底する。
- ・ 校長は、教職員、生徒、保護者、地域等の間で十分な説明と相互の理解の下で円滑な部活動運営、活動となるよう、整備環境に努めるとともに、各部の活動方針・計画や活動内容、活動報告等を学校HP等を通じて、適宜公表する。